

懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本理学療法士協会（以下、「本会」という。）会員の懲戒処分につき必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒委員会設置)

第2条 本会に懲戒委員会を置く。

(懲戒委員会の任務)

第3条 懲戒委員会は、第11条に定める事案について審査し、必要な処分を決定する。

(委員の選任)

第4条 委員は、倫理委員会委員長及び、各都道府県理学療法士会の推薦を得た立候補者1名ずつにより、代議員総会にて選任する。

2 前項の立候補者が欠員の場合は、理事会が推薦する。

(組織)

第5条 委員会は、倫理委員会委員長並びに、原則として各都道府県理学療法士会の理事、監事及び役員経験者1名ずつからなる37～48名の委員により構成する。

2 前項の委員は、複数の性を含むものとする。

3 第1項において、委員は本会役員であることを妨げない。

4 委員長は、第1項に定める倫理委員会委員長が務めるものとする。

(委員の職務)

第6条 委員長は、委員会を統括し、懲戒委員に対する研修の機会を設け、審査結果に偏りが生じないよう最大の注意を払うものとする。

2 委員は、第12条に定める部会に出席すべき委員に選出されたときは、第10条に定める懲戒処分が必要と考えられる所属会員からの必要な事情聴取及び審査を行う。

(欠格事由)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員になることができない。

(1) 本会から懲戒処分を受けた者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(3) 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者

(4) 逮捕又は勾留されている者

(就任禁止事由)

第8条 本会代議員及び事務局職員は、委員の職務に就くことができない。

(任期)

第9条 任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査中の事案がある場合、担当する委員の任期を、当該事案に関わる審査が終結する日までとする。

(事案の報告)

第10条 都道府県理学療法士会会長は、懲戒処分が必要と考えられる所属会員による事案が発生したときは、速やかに本会会長に報告する。

(事案の審査依頼)

第11条 本会会長は、前条において報告を受けた事案について、懲戒委員会に審査依頼をする。

(部会)

第12条 委員会は、前条の審査依頼を受けたときは、部会を開催する。

- 2 委員長は、前項の部会に出席すべき委員を選出する。
- 3 前項の手続きについては、別に定める。
- 4 部会の議長は、委員長が務めるものとする。
- 5 部会では、懲戒対象者に対し弁明の機会を与えなければならない。
- 6 部会は、必要に応じて、事前に外部有識者の助言を求めることができる。
- 7 審査結果は、全員一致を原則とする。

(非公開)

第13条 懲戒委員会の内容は、非公開とする。

(守秘義務)

第14条 本会会長、懲戒委員を含め、第6条第2項の事情聴取及び審査の他この規程における一切の過程に関わる者は、当該過程において知り得た内容を他に漏らしてはならない。退任後及び異動後においても同様とする。

(懲戒の種類)

第 15 条 会員に対する懲戒は、次の 4 種とする。

- (1) 嚴重注意
- (2) 戒告
- (3) 会員権利の 5 年以内の停止
- (4) 除名相当

(懲戒処分の量定)

第 16 条 懲戒処分に該当する事由が認められるときは、前条各号のいずれかの処分がなされる。

(量定の決定)

第 17 条 懲戒委員会は部会にて審査を行い、処分を決定する。

- 2 前項の定めにかかわらず、処分が第 15 条第 4 号に定めるものであったときは、懲戒委員会は、直近の定時総会に提出し処分決定の決議を求めるものとする。
- 3 前項において、当該定時総会で否決されたときは、当該処分は会員権利停止 6 年とする。

(審査結果の報告)

第 18 条 部会は、審査結果を委員長に報告する。

- 2 委員長は、前項の審査結果を 180 日以内に本会会長に報告する。

(懲戒処分の告知)

第 19 条 前条の定めにより懲戒処分が報告されたときは、本会会長は被処分者に対し、懲戒処分及びその理由を、文書（以下、「処分書等」という。）を交付して告知する。被処分者の所在不明、受領拒否等により処分書等を交付できないときは、公示送達の方法によりこれを告知する。

(懲戒処分の通知)

第 20 条 懲戒処分のあったときは、本会会長は被処分者の所属する都道府県理学療法士会会長に対し、処分書等の写しを交付して通知する。

- 2 懲戒処分に該当しない場合も、事案報告があった都道府県士理学療法士会会長へ経過報告する。

(懲戒処分の効力)

第 21 条 懲戒処分は、第 19 条における告知のときに効力を生ずる。

(権利の回復)

第 22 条 権利の回復は、以下のとおりとする。

- (1) 第15条第3号に該当する会員及び同条第4号に該当する会員であつて第17条第3項の定めにより会員権利停止6年となった会員は、懲戒の期間を満了したとき、速やかに会員としての権利を回復する。ただし、権利停止期間中における会員としての利益享受の遡及は認めない。
- (2) 第17条第2項の定めにより除名された者は、除名後6年を経過した場合には、再度入会の申込みをすることができる。

(公表)

第23条 本会会長は、社会的に影響が大きいと判断される事案については、電子公告により公表する。

(異議申立)

第24条 懲戒処分に不服のある被処分者は、告知の日から14日以内に文書により本会に対し、異議の申立をすることができる。

2 前項の申立は、同一事案について重ねて行うことはできない。

(異議申立を受けた場合の対応)

第25条 本会会長は、前条における申立を受けた時は、再度、懲戒委員会に審査依頼しなければならない。

(その他)

第26条 この規程に定めのない事項については、委員長が別に定める。

(改廃)

第27条 この規程の改廃にあたっては、総会の承認を必要とする。

附則

- 1 この規程は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年9月16日一部改正し、施行する。

附則

- 1 この規程は、委員会名称、委員構成等追加などを改正し、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行に伴い、裁定委員会規程を廃止する。

附則

- 1 この規程は、組織、委員会開催、懲戒の種類等を改正して令和4年4月1日に公布し、令和5年度定時総会終結の時から施行する。ただし、第4条については、当該定時総会を5ヶ月遡る日から施行する。